

## 国制度拡充後の認可外保育施設利用者（3～5歳児）の幼児教育・保育の無償化イメージ

認可外保育施設	
保育の必要性あり	保育の必要性なし
<p>当初の<b>国無償化</b>(施設等利用給付)</p> <p><b>月額上限 37,000円</b></p> <p>* 企業主導型保育施設は、児童育成協会が 保育料相当分を上乗せして施設に直接給付費を支給</p> <p>* 法改正後5年間の経過措置の間は指導監督基準を充たす 証明書のない施設も無償化対象</p>	<p><b>多様な集団活動の 利用支援事業</b></p> <p><b>保育の必要性がある児童数</b> — <b>在籍児童数</b> が、 概ね半数を超えない施設</p> <p><b>月額上限20,000円</b> (満3歳児含む)</p> <p><b>大阪市独自の無償化 月額上限25,700円</b></p> <p>市が一定の質を 認めた施設</p>

既存の大阪市独自の無償化「認可外保育施設教育費給付費」支給の枠組みは維持し、引き続き、「こども・子育て支援会議 認可外保育施設教育費補助審査部会」において選定した施設を対象とし、事業継続。